

公立藤岡総合病院 会計年度任用職員募集します。

職務内容

歯科衛生士業務全般

募集対象

・歯科衛生士の資格を持つ人

以下に該当する方は、応募できませんのでご了承ください。

- ・日本国籍を有しない者
- ・地方公務員法第16条に該当する者(以下のいずれかに該当する者)
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

勤務時間

フルタイム…1日7時間45分、週5日(休憩時間60分)

所定勤務時間を超える勤務はありません。

勤務地

公立藤岡総合病院 診療支援部

任用期間

任用日から令和5年3月31日まで。採用後原則として1月間は条件付採用期間とします。

※勤務実績に応じて再度任用される場合があります。

給与支払日

原則として毎月21日

給与

フルタイム…月給 189,200円

諸手当等

給与関係の条例、規則等の定めるところにより、通勤手当、期末手当が支給されます。

また、駐車場を使用する場合は使用料1,000円/月が控除されます。

なお、期末手当は以下の要件を満たす場合、6月、12月の年2回支給します。

- ・基準日(6月1日、12月1日)に在職していること
- ・6ヶ月以上の任用が見込まれること
- ・週の勤務時間が15時間30分以上であること

休暇

・年次有給休暇

任用期間や勤務時間に応じて年間最大20日取得できます。

・特別休暇

夏季休暇・忌引休暇・病気休暇等が取得できます。

※任用期間や勤務時間に応じて付与や日数が異なります。

社会保険

以下の要件を満たす場合に、厚生年金保険及び健康保険が適用されます。

- (1)勤務時間が常勤職員の4分の3以上である。
- (2)勤務時間が常勤職員の4分の3未満で、
 - ・週の所定労働時間が20時間以上であること。
 - ・給料(報酬)の月額が88,000円以上であること。
 - ・再度の任用を含め、任用期間が1年以上見込まれること。
 - ・学生でないこと。

雇用保険

以下の要件を満たす場合に、加入することとなります。

- (1)週の所定労働時間が20時間以上であること。
- (2)任用期間が31日以上見込まれること。
- (3)学生でないこと。

※なお、退職手当支給要件を満たしたときに雇用保険資格は喪失となります。

災害補償

職種や勤務形態に応じて適用される制度が異なります。

- ・地方公務員災害補償基金による補償
- ・労働者災害補償保険法

応募方法

会計年度任用職員履歴書に必要事項を記載し、資格免許の写しを同封の上、下記宛先まで郵送にて送付願います。履歴書には、業務上有用と思われる資格を記載してください。
書類選考の上、面接日時等を通知いたします。

その他

応募の秘密については厳守いたします。
採用者にあつては地方公務員法の適用を受けます。

このページについてのお問い合わせ

経営管理部総務課
〒375-8503 群馬県藤岡市中栗須813-1
電話 0274-22-3311
FAX 0274-24-3161
E-mail somu@fujioka-hosp.or.jp